

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、政府は本日、平成20年度補正予算（第1号）を閣議決定し、国会に提出したところであります。これに関連して、地方財政についても、道路特定財源の暫定税率失効期間中の地方税及び地方譲与税の減収補てん措置、歳出の追加に伴う財政措置等所要の措置を講じることを予定しております。

各地方公共団体においては、今後の財政運営に当たって、別紙事項に留意の上、適切に対処されるようお願い申し上げます。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成20年9月29日

総務省自治財政局財政課長

平 嶋 彰 英

各都道府県総務部長 殿
（財政担当課、市町村担当課扱い）
各指定都市財政局長 殿
（財政担当課扱い）

(別紙)

第1 国の補正予算

本日、政府は平成20年度補正予算(第1号)を閣議決定し(別添資料参照)、国会に提出したこと。

今回の補正予算においては、歳出面で、去る8月29日の「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において決定された「安心実現のための緊急総合対策」を実施するための緊急安心実現総合対策費1兆8,081億円等を追加計上するほか、既定経費の節減9,599億円、予備費の減額1,000億円の修正減少額を計上していること。また、歳入面で、公債金3,950億円(建設公債1兆270億円の増額及び特例公債6,320億円の減額)、前年度剰余金受入6,319億円等を追加計上していること。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成20年度当初予算に対し、1兆641億円増加し、84兆1,255億円となっていること。

第2 補正予算に係る地方財政措置等

今回の補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じるところであるが、これに対しては次のとおり地方財政措置を講じる予定であるので、安心実現のための緊急総合対策に係る事業への速やかな対応とその円滑な実施に格段の協力を願いたいこと。

1 追加の財政需要等に対する財政措置

(1) 国の補正予算により平成20年度に追加されることとなる公立文教施設整備費等投資的経費に係る地方負担額(普通会計分3,169億円)については、原則として、地方債(充当率100%)を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとしていること。

その際、元利償還金の50%(義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率)については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置することとしていること。

なお、詳細については、別途通知する予定であること。

(2) 地方債の対象とならない経費については、新たな地方負担が既定経費の節減に伴う地方負担の減少の範囲内であるため、全体として地方負担の追加は生じていないところであること。

2 地方税等減収補てん臨時交付金

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）が平成20年4月1日後に公布されたことにより生じた自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路税の収入の減少に伴う地方公共団体の平成20年度の減収を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金を交付することとし、本日、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案を国会に提出したこと。

地方税等減収補てん臨時交付金の総額は656億19百万円であり、その内訳は次のとおりであること。

自動車取得税の収入の減少に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する自動車取得税減収補てん臨時交付金

116億85百万円

軽油引取税の収入の減少に伴う都道府県及び指定市の減収を補てんするために交付する軽油引取税減収補てん臨時交付金

493億39百万円

地方道路税の収入の減少に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する地方道路譲与税減収補てん臨時交付金

45億95百万円

地方税等減収補てん臨時交付金については、各地方公共団体の減収見込額に応じて交付し、その額は道路に関する費用に充てることとしていること。

(2) 地方税等減収補てん臨時交付金の創設に伴い、平成20年度の普通交付税について、次のとおり基準財政収入額の再算定を行うこととしていること。

自動車取得税減収補てん臨時交付金及び軽油引取税減収補てん臨時交付金については、その75%を基準財政収入額に算入することとしていること

地方道路譲与税減収補てん臨時交付金については、その100%を基準財政収入額に算入することとしていること

3 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金

安心実現のための緊急総合対策に掲げられた「地方公共団体に対する配慮」として、今回の補正予算において、地方公共団体が安心実現のための緊急総合対策に対応した総合的な対策を実施し、もって地域活性化を図ることができるよう、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を創設することとされていること。

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の総額は260億円であり、各地方公共団体の申請に基づいて、地方公共団体が策定する地域活性化・緊急安心実現総合対策実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業（平成20年度補正予算（第1号）に計上された事業）の地方負担分と単独事業の所要経費の合計額に対し、人口、第一次産業就業者比率、高齢者人口比率等の外形基準に基づいて算出される交付限度額を上限として交付される予定であること。交付限度額の算定式については、財政基盤のぜい弱な地方公共団体に重点を置き、原油高騰の影響が特に大きい離島や寒冷地に配慮して定めることとされていること。

各地方公共団体におかれては、本制度の趣旨を踏まえ、安心実現のための緊急総合対策に対応した事業を積極的に実施されたいこと。

4 安心実現のための緊急総合対策に係る特別交付税措置

安心実現のための緊急総合対策として、離島・寒冷地での生活支援、学校給食に係る保護者負担の軽減、農林漁業者・中小企業への金融措置等による支援など地方公共団体の自主的な取組み（上記3の地域活性化・緊急安心実現総合対策実施計画に掲載された事業等）に要する経費や原油価格の高騰に伴う救急自動車等の燃料費、寒冷地における公共施設の暖房費などの増加分に対し特別交付税措置を講じることとしていること。

平成20年度一般会計補正予算（第1号）等について

平成20年9月29日

（単位 百万円）

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 緊急安心実現総合対策費	1,808,093
① 生活者の不安の解消	351,819
② 住まいと防災対策	729,612
③ 低炭素社会の実現と強い農林水産業創出	188,133
④ 中小企業等の活力向上	446,910
⑤ 地方公共団体に対する配慮	91,619
(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	315,954
計	2,124,047

(歳出の修正減少額)

(1) 既定経費の節減	△ 959,925
(2) 予備費の減額	△ 100,000
計	△ 1,059,925

合	計	1,064,122
---	---	-----------

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) そ の 他 収 入	41,160
(2) 公 債 金	1,027,000
(3) 前 年 度 剰 余 金 受 入	631,908
計	1,700,068

(歳入の修正減少額)

(1) そ の 他 収 入	△	3,946
(2) 特 例 公 債 金	△	632,000
計	△	635,946

合 計 1,064,122

(備考) 上記の補正により、平成20年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ84,125,462百万円となる。

第二 特別会計予算の補正

国債整理基金特別会計、社会資本整備事業特別会計など14特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

平成20年度補正予算フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 緊急安心実現総合対策費	18,081	1. 税外収入	372
(1) 生活者の不安の解消	3,518		
(2) 住まいと防災対策	7,296		
(3) 低炭素社会の実現と強い農林 水産業創出	1,881		
(4) 中小企業等の活力向上	4,469	2. 公債金	3,950
(5) 地方公共団体に対する配慮	916	(1) 建設公債	10,270
		(2) 特例公債	▲ 6,320
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	3,160	3. 前年度剰余金受入	6,319
3. 既定経費の節減等	▲ 10,599		
(1) 既定経費の節減	▲ 9,599		
(2) 予備費の減額	▲ 1,000		
合 計	10,641	合 計	10,641

(参考) 財政投融资計画

株式会社日本政策金融公庫に対し、1,778億円を追加する。

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。